

# 廃止届出 【提出書類と記載例の案内】

(D 個人 複数施設 全 4 ページ)

## 届出の前に必ずお読みください

廃止届出後は、有償無償を問わず、象牙製品に係る取引(在庫整理を含む)が一切できなくなります。

そのため、在庫を手放したい場合は、必ず廃止の届出をする前に完了してください。

また、一旦廃止届出をしてから再び登録する場合は新規登録となり、登録免許税90,000円と登録手数料33,500円がかかります。

以上のことから、慎重にご検討のうえ、廃止の届出をしてください。

## 提出書類

書類を封筒に入れるときに、□にチェックを入れて確認してください

<input type="checkbox"/>	様式第4	特別国際種登録事項廃止届出書
<input type="checkbox"/>	廃止届別紙	施設一覧

## 書類送付先／お問い合わせ

TEL 03-6659-3577 (平日 10:00～17:00)

\* 12:30～13:30 は、担当者が不在の場合があります。

↓切り取って書類提出時の宛名にお使いください

〒130-8606

東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

一般財団法人自然環境研究センター  
事業者登録係 行

廃止届

※持ち込みによる提出はできません

## 廃止手続きの注意事項

- 廃止届出は事後提出です。廃止日より前に提出しても受理されません。  
**廃止した日から30日以内に提出**してください

種の保存法第33条の9により、象牙事業を廃止した場合、廃止届の提出が義務付けられており、届出を怠った場合、罰則が規定されています

- 登録廃止時に**所有している象牙製品及び原材料、全形象牙をすべて記載**してください。（3ページ「重量」、「処置の方法」欄の書き方を参照）
- 登録者がお亡くなりになった場合は、ご家族の方が代理で廃止手続きをする必要があります。代理届出用の書類をお送りしますので、電話でお問い合わせください。

## その他

- 国際希少野生動植物種の**登録票がある全形象牙に限り**、有償無償を問わず、事業者登録廃止後も第三者に譲渡することが可能です。
- 自治体のごみ処理に則って廃棄する場合に限り、事業者登録がなくても廃棄可能です。

## 「登録番号」と「登録の年月日」の確認方法

以下のいずれかの文書で、確認してください。

- 特別国際種事業者登録（更新）通知  
登録完了時に当センターからグレーの封筒に入れて発行した通知書
- 特別国際種事業者登録簿（PDF データ）  
<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/pt6-tourokubo/index.htm>  
ホームページトップ > 各種サービス > 特別国際種事業者登録 > **⑥事業者登録簿（公表情報）** 内

# 廃止届 記載例

手書きで作成する場合、黒ペンで清書  
鉛筆書き不可

書類を記入した日または投函する日を記入

西暦・和暦のどちらでも可  
ただし和暦で記入する場合は、元号(令和)を記入

様式第45 (法第33条の9)

特別国際種事業廃止届

一般財団法人自然環境研究センター 理事長 殿

届出日 年 月 日

住所 〒 郵便番号 自宅住所(都道府県から記入)

氏名又は名称 個人氏名

(登録番号) 数字5桁の番号 )

代表者の氏名 (記入しない)

【！記入忘れ注意！】

(文章省略)

氏名又は名称	ふりがな 個人氏名 (記入しない)
代表者の氏名 (法人の場合のみ)	(記入しない)
住所	〒 郵便番号 自宅住所(都道府県から記入)
連絡先	電話番号: 自宅の電話番号 携帯電話番号(あれば記入) Eメール: e-mail(あれば記入)
登録年月日	※初めて登録した時期によって、記入する日付が異なります 2018年5月31日までに登録 → 2018年6月1日と記入 2018年6月1日以降に登録 → 初回登録の日付を記入
登録番号	数字5桁の番号
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設	名称 別紙参照
	所在地 〒 別紙参照
特別国際種事業の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
廃止の年月日	象牙の取り扱いを廃止した日付
廃止の日に現に有する特別特定器官等	重量 次ページ
	処置の方法 「重量」、「処置の方法」欄の書き方を参照して記入

【！間違い注意！】

A、S、T から始まる登録番号は古い番号のため、**現在使用できません**

現在の番号がわからない場合は前ページ「登録番号」の確認方法を参照

廃止後も連絡が取れる電話番号を記入

e-mail はデータのやり取りができないアドレス不可  
紛らわしい文字は**はっきり区別がつくよう**に記入

2018(平成30)年6月1日以降に初回登録した方で、初回登録の日付がわからない場合は、初回登録完了時に当センターがお送りした特別国際種事業登録通知書で確認してください。

【施設一覧の添付】

複数の施設(店舗)を登録している場合、「別紙参照」と記入し、別紙一覧に施設詳細を記載

(4ページ別紙(施設一覧)記載例を参照)

## 「重量」、「処置の方法」欄の書き方

廃止届出をする時点で、所有しているすべての象牙製品・全形象牙とその処置の方法を記入してください。

また、所有していない場合は、ないことを記入してください。(空欄のまま提出しないでください)

### 【所有している場合の書き方】

重量	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; border: 1px solid #f5c6cb;">象牙製品の名前</div> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; border: 1px solid #f5c6cb;">数量</div> </div> (例) 印章 10本、印材 7本、根付 5個、全形象牙 1本
処置の方法	<div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; margin-bottom: 5px; border: 1px solid #f5c6cb;">                     今後も手元に保管する場合 → 自家使用 と記入                 </div> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; border: 1px solid #f5c6cb;">                     近日中に廃棄する予定の場合 → 廃棄予定 と記入                 </div>

### 【所有していない場合の書き方】

重量	なし
処置の方法	なし

## 別紙（施設一覧）の記載例

複数の施設を登録している場合、施設ごとに1枚ずつ廃止届を作成する必要はありません。

登録しているすべての施設の名称・所在地を別紙にまとめ、廃止届と合わせて提出ください。

(以下を参照)

		廃止届別紙
施設一覧		
登録番号	<b>数字5桁の番号</b>	廃止届と同じ日付を記入 年      月      日
No	施設の名称	所在地
1	しぜん印房 本店	〒〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2	しぜん印房 墨田店	〒〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
3	しぜん印房 浅草店	〒〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4	しぜん印房 上野店	〒〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
5	しぜん印房 江東店	〒〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
6	しぜん印房 足立店	〒〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
7	以下の行 省略	